

<2020年3月14日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. お客様について、本約款第6条もしくは次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。 また、当社は上記事由に該当したお客様の本取引を制限できるものとします。さらに、本項第10号に該当するお客様の本取引が約定した場合、遡ってこれを無効とすることができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所<u>または電子債権記録機関</u>の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) ～ (11) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>第17条～第34条 (略)</p> <p>第35条 (本約款の変更)</p> <p><u>本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、改訂されることがあります。改訂を行う旨および改訂後の約款の内容ならびにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページその他の適切な方法により周知します。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第16条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. お客様について、本約款第6条もしくは次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。 また、当社は上記事由に該当したお客様の本取引を制限できるものとします。さらに、本項第10号に該当するお客様の本取引が約定した場合、遡ってこれを無効とすることができるものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) ～ (11) (略)</p> <p>2. ～ 3. (略)</p> <p>第17条～第34条 (略)</p> <p>第35条 (本約款の変更)</p> <p><u>本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項を Web サイトで掲示するなど当社の定める方法により通知するものとします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとみなします。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>